

1 利用者団体の学習活動について

(1) 利用者団体とは

技術や知識の習得のために、同じ目的を持った人が集まって作られた団体でありあくまでも自主運営が原則になっています。また、日立市ではこうした活動を通して、一人一人がレベルアップをしていくことが生涯学習の場であり、より多くの皆様にご利用いただくために、1人の講師で複数の団体を登録する場合は、統合する様ご協力をお願いすることもあります。

(2) 利用者団体と交流センター・体育館の関係

交流センターは、利用者団体の目的遂行及び快適な利用ができるよう努力していきたいと思えます。特に次の点で協力していきます。

交流センター・体育館の定期的利用。

会員募集を交流センター発行の「回覧」に記載してPR。

2 利用者団体の交流センター・体育館の利用について

(1) 利用者団体の条件

定期的に水木交流センター・体育館を利用する利用者団体として認める条件としては、次の通りです。

生涯学習活動として学習・スポーツ活動をしていること。

公開性があること。見学・入会が自由であること。

禁止されている事をしないこと。営利・政治・宗教活動

講師謝礼が低廉であること。営利を目的とした講師は選定しない。

交流センター活動に協力すること。文化振興・体育振興・施設内美化清掃

(2) 交流センター・体育館使用上の注意

交流センター・体育館は、より多くの人達に効果的・効率的な使用を目指していますが、利用者団体は部屋の専用使用など、一般利用者に比べて配慮しています。その代わり次のような決まりがありますので、ご了承願います。

「水木交流センター・泉が森体育館使用上のきまり」に記載の通り、交流センター主催等の行事や公的な利用が最優先されます。

(予約を済ませていても利用できないことがあります。)

使用申請は、別紙「水木交流センター・泉が森体育館使用上のきまり」の通り受け付けします。ただし、1週間前までに申請書の提出がない場合は、使用できないことがあります。

スポーツ関係の団体は、スポーツ傷害保険に加入して下さい。

施設・備品の破損等は必ず報告して下さい。

(場合によっては実費弁償もあります。また、使用を制限させて頂くこともあります。)

詳細については、交流センターまでお問い合わせ下さい。

交流センター・体育館は、みんなのもの・地域のものです

§ 2 . 水木交流センター・泉が森体育館使用上のきまり

申し込み

- 1 水木交流センター又は泉が森体育館（以下施設と記す）を使用できるのは、原則として、日立市内に在住している人及び在勤か在学している人です。
- 2 施設を定期的に使用する団体（利用者団体など）は、交流センター5名以上、体育館10名以上です。
- 3 使用者は、交流センターの窓口へ直接申し込んで下さい。（申請書に記入）
電話による申し込みは仮受付です。後日速やかに申請書を提出して下さい。（申請書の提出がないと使用できない場合があります。）
- 4 使用を取り消す場合は、必ず連絡して下さい。（電話でも構いません。）
- 5 交流センターの団体使用は、週1回で月3回までです。
体育館の団体使用は、週1回で月4回までですが「最優先が設定されている時は、事前準備日を含め使用できません。（代替えもありません）
- 6 利用者団体の都合で利用日を変更するときは、一般申請で1カ月前からの申請が可能です。
- 7 交流センター主催、共催または官公庁、その他運営委員長が認めた公共性の高い行事は最優先とします。交流センター利用時は予約後に中止して頂くこともあります。この場合、交流センター利用のみ他の日に変更が可能です。
- 8 申し込みできる期間は下記の通りです。（1、2、3 獅 賢は申込月の翌月から）

最優先	官公庁、コミュニティ推進会、交流センター、学校(校長名で申し込んだもの) 日立市体育協会、幼稚園、保育園、青年会議所、商工会議所、町内会、公共性が高いと特に運営委員長が認めたもの
3ヶ月前	運営委員会が認めた行事、婦人会、日立市更生保護女性会、高齢者クラブ 子ども会 o T A H生活改善推進会、その他運営委員長が認めたもの
2ヶ月前	運営委員会が指定した団体が行う行事（利用者団体、登録団体など）
1ヶ月前	その他の団体及び個人

体育館は、原則として土・日曜日の専用使用はできませんが、運営委員長の認めにより利用することができます。

使用時間

- 1 9時から21時までです。
- 2 図書室は、9時～20時までです。
- 3 使用時間区分は、下表の通りです。

使用時間区分	交流センター	体 育 館	
		個 人	利用者団体
午前の部	9時～12時	使用時間は全種目1時間です。待機者がいない場合、最大1時間延長が可能です。	9時～12時
午後の部	13時～17時		12時～15時
夜間の部	17時～21時		15時～18時
			18時～21時

入退出時間を設定。

朝：8：55から 昼（交流センター）12：55から
退出時間を守ること。

4 休館日

定期休館日 12月29日から1月3日(6日間)

臨時休館日 運営委員長が特に必要と認めた日(緊急時を除き、事前にお知らせします。)

使用にあたって

【共通事項】

- 1 使用時間を守って下さい。(使用時間は、清掃・後かたづけを含みます。)
- 2 各室内は禁煙です。喫煙は、灰皿のある所定の場所をお願いします。
- 3 使用後は、後かたづけと清掃をしてから「使用報告書」を提出して下さい。
なお、使用報告書提出後、交流センター協力員の確認を受けて下さい。
- 4 他の利用者に迷惑をかけるような行為は慎んで下さい。また、利用者間のトラブルなど起きないように努めて下さい。
- 5 倉庫等に置いている利用者団体の品物が紛失しても、交流センターでは一切責任を負いません。(原則、持ち帰って下さい。但し、ロッカーをお貸しします)
- 6 建物の一部、設備及び備品等の破損やけがをした場合は、速やかに事務所に報告して下さい。修繕・修理の費用は、原則として破損させた当事者の負担となります。
- 7 幼児の入館及び中学生以下の18時以降の使用は、保護者の同伴が必要です。また、団体活動等に幼児同伴で参加するときは、保育責任者をつけて下さい。
- 8 交流センター敷地内における事故等については、一切責任を負いません。

【水木交流センターの使用】

- 1 湯沸室、調理台の使用後は、ガス栓を閉めて下さい。
- 2 使用器具・備品は、元の位置に戻して下さい。
- 3 会議用テーブルの格納時は、必ずキャスターのストッパーを外し、面と面を合わせて格納して下さい。
- 4 ゴミは持ち帰って下さい。なお、茶殻は流しのバケツに捨てて下さい。

【泉が森体育館の使用】 体育館シューズを履かない者は、体育館に入場できません

- 1 体育館に入館の際は、必ず体育館用のシューズ(上履き)を着用して下さい。
素足・土足は厳禁です。(但し、素足で行う競技はこの限りではない。)
- 2 体育館で使う個人的用具(ボール、ラケット等)は、各自で持参して下さい。
- 3 体育館での飲食は、玄関入口ホールをお願いします。なお、ゴミは持ち帰って下さい。
- 4 体育館の照明は、状況に応じて点灯しますので交流センター窓口に連絡して下さい。
点灯条件 晴れの日には点灯しない
曇り、雨の日には半数点灯する
大会は天候に関係なく半数点灯を原則とする
- 5 競技は、1日、1種目、1回のみ使用とします。

禁止事項

次の事項に違反したときは、以後の使用を禁止または制限します。

風俗・秩序・環境を乱す行為をしたとき。

会議、その他においてアルコール類を使用したとき。但し、団体によっては責任者の申請により、一定条件のもとで運営委員長が許可することもあります。

条例や規則などに違反したとき。（営利行為、特定宗教活動、特定政治活動等での使用はできません。）

許可を受けた目的以外の用途で使用したとき。または、その権利を他者に転貸したとき。

その他

1 印刷機、コピー機を使用するときは、下記の通り使用料をいただきます。

項 目		金 額	備 考
印刷機	原紙代	100円	原紙1枚につき(ミスも含む)
	用紙代	1円	1枚につき(但し、センターの用紙を使用した場合)
	インク代	B4以下: 1円 A3 : 2円	1面につき
コピー	モノクロ	10円	1面につき
	カラー	B5、A4: 40円	
		B4、A3: 70円	

2 印刷機の使用最終時刻は、16時とします。

3 予約を入れて下さい。

駐車場 (なるべく、乗り合わせでお願いします。)

1 自家用車・自転車・バイク等は、指定の駐車スペースを利用して下さい。

駐車場が満車で駐車スペース外に駐車した場合は、センター窓口に必ず連絡下さい。

2 駐車場で生じた事故等の責任は負いません。

「使用上のきまり」は平成20年6月2日から施行する
「使用上のきまり」の一部を改定 平成21年4月11日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成21年5月2日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成22年3月28日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成22年4月24日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成23年4月29日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成24年4月21日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成25年4月21日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成26年4月20日
「使用上のきまり」の一部を改定 平成27年4月18日